

第六十三回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第七号

昭和四十五年三月十九日(木曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 池田 清志君

理事 宇田 國榮君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 箕輪 登君

理事 中川 嘉美君

理事 宇野 宗佑君

理事 小坂 善太郎君

理事 本名 武君

理事 豊 永光君

理事 大久保直彦君

理事 不破 哲三君

出席國務大臣

外務大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

總理府特別地域連絡局參事官 加藤 泰守君

外務政務次官 竹内 繁一君

外務大臣官房長 佐藤 正二君

外務省アメリカ局長 東郷 文彦君

委員外の出席者

沖繩及び北方問題に関する特別委員會議室長 綿貫 敏行君

委員の異動

三月十九日

辞任

補欠選任 門司 亮君

小平 忠君

門司 亮君

林 百郎君

不破 哲三君

同日

補欠選任 小平 忠君

辞任

門司 亮君

門司 亮君

第二類第八号

沖繩及び北方問題に関する特別委員會議録第七号 昭和四十五年三月十九日

本日の會議に付した案件

沖繩復歸のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案(内閣提出第五四号)

○池田委員長 これより會議を開きます。

沖繩復歸のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案を議題といたします。

本案につきましては、前回までにすでに質疑を終了いたしておりますので、これより討論に入ります。

討論の申し出があります。順次これを許します。大村襄治君。

○大村委員 私は、自由民主党を代表して、沖繩復歸のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案に対し、賛成の討論を行なうとします。

昨年十一月、佐藤・ニクソン両首脳會談の結果、沖繩の施政権が一九七二年に返還されることが決定され、沖繩の復歸準備が早急に推進されなければならない段階に至ったのであります。

沖繩は、戦後四分の一世紀の長きにわたり、アメリカ合衆国の施政のもとに置かれてきたため、各般にわたる制度の一体化及び基礎的連事項の処理等複雑多岐にわたる諸問題が山積しているのがあります。これらにつきましては、現地に於けるアメリカ合衆国政府機関と緊密な連携協力のもとに、復歸準備を迅速かつ適切に措置すべきであると考える次第であります。

今般、政府は、施政権の円滑な返還を促進するため、日米協議委員会を機能拡大し、また、現地に於ける沖繩復歸のための準備委員会を設置することについて、アメリカ側と合意を見たのであります。この準備委員会における日本国政府代表が、米国政府代表との間の協議、調整にあたり、十分な活動と円滑な職務執行ができるよう、

本法案において、日本国政府代表事務所を設置することは、まことに当を得た措置と考える次第であります。

ただ、本案第三条の準備委員会の任務の遂行に關連して、政府は、これまで沖繩が置かれてきた複雑な立場を十分に理解し、かつ、沖繩住民の意思が適切に反映できるよう格段の配慮を要望するものであります。

沖繩住民を含む日本全国民の多年の悲願である沖繩の祖国復歸にあたって、本案は、復歸準備の一そう効果的な推進と豊かな沖繩県づくりに寄与するものとして、私は本案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○池田委員長 川崎寛治君。

○川崎(實)委員 私は、日本社会党を代表して、条件つき賛成の討論を行ないます。

第一に、平和条約第三条に基づくアメリカの沖繩統治は、不法、不当であります。このことについては現地沖繩の立法院も繰り返し決議を行ってきたところでもあります。

二十数年に及ぶ異民族支配のもとに、沖繩は本土と全く異なる政治、経済、社会の体制となっており、沖繩の祖国復歸にあたっては、県民の生活の安定をはかり、復歸ショックをいかに少なくすかすためには、上からの琉球処分を許してはなりません。県民参加のもとに復歸体制がつくられなければならないのであります。

今回沖繩現地に設置されます復歸準備委員会については、沖繩県民代表である主席の発言は十分に保証されなければならない。それゆえに準備委員会において県民代表の意見が十分に取り入れられ、かつ日米両政府代表並びに県民代表による実質三者合議の運営が保証されなければならないのであります。そのことが保証されることを条件

に、本法案に賛成いたします。

以上をもって討論を終わります。

○池田委員長 中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 私は、公明党を代表し、沖繩復歸のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案に対して、賛成の討論を行なうとします。

昨年十一月の日米首脳會談において、核抜き、本土並み、一九七二年返還の合意を見たのであります。沖繩の人々にとっては祖国復歸の悲願達成を目前に控えて、その生活とみずからの利益に關し、具体的な効果的な復歸準備施策がはたして実現されるかどうか、不安と焦燥の念を禁じ得ないものがあることはいかならない事実であります。

政府は返還協定の締結のための交渉を始め、沖繩の復歸準備に關し、今般、米國と、日米協議委員会の機能拡大、沖繩復歸準備に関する委員会の現地設置等について合意し、本法案の提出を見るに至ったのであります。この意味におきましては、返還に対する提案理由に示されるとおり、本法案に対しては賛成するものであります。が、現地準備委員会において米國と協議、調整に当たる事項は、具体的には返還協定の内容にも影響を及ぼし、ひいては沖繩住民の当面の生活のみならず、将来の沖繩の復興、開発にもつながるきわめて重大な問題であります。しかしながら、本案における日本国政府代表の任務はきわめて抽象的で、これらの問題をどのように措置していこうとしているのかについて、住民の危惧にこたえていないと考える次第であります。

よって、政府は、準備委員会における日本国政府代表の重大な使命と責任を明確にするとともに、同委員会における琉球政府行政主席の意見、すなわち沖繩県民の意向を最大限に反映している同主

席の意見を十分尊重し、その意見が反映するよう、日本政府代表の職務執行に特別の配慮をなすことを要する次第であります。

沖縄の復帰準備を進めるにあたっては、沖縄県民がわが国憲法体制下に復帰できる喜びにこたえ、住民多年の苦難に報いるため、政府が沖縄の復興、開発に積極的に関与するよう基本的態度を堅持し、適切な具体的措置をとるよう切に要望いたしまして、本案に賛成するものであります。(拍手)

○池田委員長 門司亮君。

○門司委員 私は、ただいま上程されております沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案に對しまして、賛成の意見を表します。

しかし、われわれが賛成をする意見については、政府当局に十分にお考えを願いたい点がたくさんあるわけでありまして、その中でも最も大きなものは、何と云っても、これが政府間の協議機関だということと現地の代表の意見の加わる余地がほとんどないということ。しかし、沖縄は御承知のように終戦後二十数年の間、返ってくるまでには約四分の一世紀を過ぎるのであります。そういふ長い間、異民族の統治のもとに呻吟いたしてまいりました沖縄県民の感情というものは、本土の私どもが推察することのできないほど苦悩があり、複雑な情勢にいまあろうかと私は存じます。したがって、これらの諸君の意見が準備委員会の中に取り入れられないということになってまいりますと、これは全く民主主義政治の今日の情勢の中にあつて官僚行政であり、あるいは一方的の押しつけの復帰になりはしないかという気がするものであります。

そのことは、経済の問題にいたしましてもあるいはいろいろな施設の問題等にいたしましても、非常にたくさん問題をかかえ過ぎるほどかかえておる。そうして七二年までにそれらの問題は大体住民の納得のいく線でなければならぬと私は考えておる。アメリカさんだけが納得するからそ

れでよろしいとか、日本政府だけがこれではよろしいとかいうようなことではこの問題は片づかない。したがって、そういうことになってまいりますと、結局、この委員会には沖縄県民の意思を反映する場所をぜひひとつこしらえなければならぬ。そのことには、われわれは、主席がこの委員会に出席して発言の機会を与えられることはほんとうに切望しておったのであります。ところが、政府間の話し合いだということ——屋良主席が住民の代表として公選された代表でありながら、これは政府間の代表だからという理由だけで屋良主席の意見がこの委員会に直接反映しないというところは、沖縄県民にとってはかなり大きな失望であらうかと私は存じます。この沖縄県民の失望をほんとうに失望しないように会議を進めてもらうには、外務当局、さらに委員の方々の格段の配慮がなければならぬと私は思います。こういうものが十分に反映されませんと、やはり住民の意思の反映しない、ただ押しつけの準備委員会においてきめられた事項ということになってまいります。その後の住民の協力が十分に得られないのではいかということである。このことを私どもは非常におそれるのであります。

したがって、本案がきまりますと、政府当局の代表もおのおのきまることだと思ひますが、会議に臨まれる態度としては、当局はぜひひとつ、いま申し上げましたようなことを十分腹に置いて——屋良さんの意見を代表の方々が聞きにすることとはちつとも差しつかえないと考えます。したがって、これが単に形式的の委員会にならないように、沖縄住民の意思が十分反映する準備委員会になることを強く希望いたしまして、この案に賛成するものでござります。(拍手)

○池田委員長 不破哲三君。

○不破委員 私は、日本共産党を代表して、沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案に反対の態度を表明するものであります。

ここに提案されている準備委員会は、愛知・マ

イヤー交換公文にも明らかなように、昨年の佐藤・ニクソン会談での合意に基づき、日米共同声明のワグ内、沖縄復帰のために沖縄において日米両国政府間の協議、調整を行なう、こういうものとされております。

そもそも、戦後二十五年にわたるアメリカの沖縄占領は、国際法上何らの正当な根拠もなしに、カイロ宣言やポツダム宣言、さらには国連憲章の条項にさへ違反しておる全く不法、不当なものであります。この沖縄を日本に返還するにあたって、アメリカが何らの条件もつけない権利を有しないことは明白であります。

ところが昨年の日米共同声明では、沖縄の施政権返還について、米国の沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約によって保持すること、さらには、日本を含む極東の防衛のために米国の負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるものではないということ、こういう重大な条件がつけられたのであります。この条件が実際には、アメリカが長い間つくり上げてきた沖縄の軍事基地、朝鮮、ベトナム、中国に対する緊急発進の作戦基地あるいは西太平洋における全域に対する補給基地、さらに通信連絡基地、こういう重大な機能を果たした沖縄の膨大な米軍基地の存続を引き続き保障する、あるいは恒久化するという確約であり、引き続きその機能を有効に発揮させることの確約であることは明白であります。しかも、本国会の議論の中でも明らかにされたように、核兵器を取り去る保障なるものもきわめてあいまいであり、さらに沖縄がこのような軍事的機能を果たしたまま本土と結びつけられることによって、本土が沖縄化される危険も重大なものであることは、私は、国会の議論を通じてさらに明らかにしたと確信するものであります。

問題は、施政権の返還に賛成か反対かという単純なものではありません。この施政権返還を、沖縄県民をして多数の日本国民の望んでいるように、無条件でそういう戦争や安全の脅威なしに全面的に実現する立場に立ちその努力をするか、それとも日米共同声明で取り決められたように、私どもが核隠し、有事核持ち込み、自由出入返還と特徴づけました方向で実現するか、この二つの方途の選択の問題であります。

わが党は、一日も早く沖縄県民を含む日本国民の多数が望んでいる沖縄の全面的無条件返還を実現するという立場から、こういう条件づきの、ワグのつけられた返還のための準備委員会の設置には反対するものであります。

さらに、沖縄施政権返還の準備については、沖縄県民の意思が十分尊重されなければならないことは、理の当然であります。しかるに、日米共同声明及び愛知・マイヤー交換公文によれば、沖縄県民は復帰準備に全般的責任を負うとされている日米協議委員会に参加できないばかりか、協議委員会の策定する原則及び方針に従つて作業をする現地機関である準備委員会についても、正式構成メンバーからはずされ、わずかに顧問として琉球政府行政主席が加えられているだけであります。したがって沖縄復帰準備作業の全般について、あるいは沖縄県民の自主的、民主的な復興という問題についても、沖縄県民の意向が十分に尊重される保証は、この構成の中では与えられていないと考えるを得ません。

以上の見地から、このような準備委員会のために日本国政府代表事務所を設置するという本法案に、日本共産党は反対であることを表明して、私の討論を終わりたいと思ひます。

○池田委員長 これにて討論は終局いたしました。これより沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起多立数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○池田委員長 次回は来たる二十四日委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第二号中正誤

一ページ二段一九行から二二行までを削る。

昭和四十五年三月二十七日印刷

昭和四十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局